

提言活動の概要について

平成 26 年 3 月 11 日

1 提言（骨子）

帰還の長期化に鑑み、長期避難者向け生活拠点の整備に関し、まちとしての機能と故郷の地縁性を備えた地域コミュニティ維持の観点から、復興公営住宅の整備のみならず、①自立再建住宅用地の整備、②木造復興公営住宅の拡大や診療所等の併設整備、③きめ細かな住宅計画・入居方式の構築、④受入先での高次の福祉施設等の整備などが円滑に行われるよう国、県等が所要の措置を講じること。

2 提言活動の経過

- (1) 避難元自治体 4 町（富岡、大熊、双葉、浪江）への提言（平成 25 年 11～12 月）
- (2) 復興庁及び復興大臣への提言（平成 26 年 1 月 14 日）
- (3) 福島県避難地域振興局・土木部への提言（平成 26 年 1～2 月）
- (4) 福島県いわき市都市建設部への提言（平成 26 年 3 月）

3 当面の課題等

提言の実現に関し、木造復興公営住宅の拡大や復興公営住宅の入居方式などについては、福島県など関係自治体において、検討が進むものがある一方、自立再建住宅用地の整備に関しては、①（防災集団移転促進事業並の）事業制度の創設、②受入自治体のまちづくり政策との調整、③事業主体の決定が当面の課題である。

長期避難者の居住の安定を図ることは、喫緊の課題であり、このため、国、福島県、関係自治体（避難元・受入先）等の特段の努力を期待する。